

《平日預かり保育の利用案内》



令和8年5月から平日の預かり保育を実施します。

○預かり保育とは

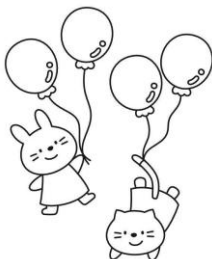
幼稚園に在籍するお子さんを対象に幼稚園の教育時間終了後に、希望者に対して職員が保育を行います。お子さんの心身の負担に配慮した生活を大切にし、一人一人のペースで家庭的な雰囲気の中で、ゆったりと過ごせる場を提供します。

	平日	長期休業日
利用要件	(1) 預かり保育実施幼稚園に在園する幼児であること (2) 保護者の送迎が可能であること	
実施日	長期休業期間を除く月曜日から金曜日 ※1	夏季休業、冬季休業、春季休業の期間中の園が定めた日（昼食持参）
利用時間	幼稚園教育時間終了後から16時30分まで	9時から15時まで
お迎え時間	(月曜・火曜・木曜・金曜) 16時又は16時30分 (水曜) 15時又は16時又は16時30分	
利用料	1日300円 月額上限3,000円 ※2	1日1,000円（月額上限なし）
支払方法	納付書払い ※3	
定員	30名（抽選） ※4	30名を超えた場合は先着順
実施場所	園舎内のホール又は保育室と園庭	
保育体制	預かり保育担当の職員が対応します。	
利用方法	利用を開始する10日前までに預かり保育利用申込書を在籍する園に提出してください。 ※5	
持ち物	お気に入りのバスタオル2枚 (3歳児のみ)	手拭きタオル、コップ、 歯ブラシ、上履き、着替え一式、 カラー帽子、弁当、水筒

- (※1) 登園日で預かり保育を実施しない日は、園だよりでお知らせします。
・実施しない日の例：入園・修了・始業・終業等の式日
運動会・親子行事・土曜参観などの行事がある日
国民の祝日、茨城県民の日、創立記念日
その他：園の行事などで、特に園長が必要と認めた日
- (※2) 保育料をお支払いいただけない場合は、規則に基づき、預かり保育の利用を制限しますのでご注意ください。
・子育てための施設等の利用給付の申請により保育の必要性がみとめられた方は幼児・保育無償化の対象になります。(子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、認定を受けた保護者)
- (※3) 1か月の利用料を合計した納付書を利用翌月に幼稚園からお渡ししますので、指定の金融機関等でお支払いください。
- (※4) 申込が募集定員を超える日は、抽選により利用者を決定します。
- (※5) 利用希望月の前月20日までに、一月分の預かり保育利用申込書を提出してください。
・毎月の実施日については、前月の園だよりでお知らせします。
・申請についての詳細は、各園に御確認ください。

○注意事項

- ・幼稚園をお休みされた場合は、平日預かり保育のみの御利用はできません。
- ・預かり保育では、一時外出は認めていません。通院や習い事のために退出した場合は、降園扱いとなりますので、再度の入室はできません。
- ・保育中に体調が急変した時など園から連絡する時があります。連絡先を必ず園に伝えてください。
- ・万が一、16時30分を過ぎてもお迎えがない場合は、保護者及びその他の連絡先へ連絡します。(連絡がつくまで、複数回連絡します)
- ・お子さんの様子や体調をみて午睡することがあります。
- ・預かり保育で使用する用具は園で用意しますので、御家庭からの持ち込みは御遠慮ください。



<問い合わせ先>

つくば市役所教育局 学務課 学校支援係
電話029-883-1111